

改正

令和3年3月31日改正第69号

東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ規程（以下「IR規程」という。）第3条第2項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）のインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）における情報の収集、管理及び提供について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator、以下「KPI」という。) 組織又はプロジェクトにおける重要目標の達成度合いを可視化するための定量的及び定性的指標をいう。
- (2) 重要目標達成指標 (Key Goal Indicator、以下「KGI」という。) 組織又はプロジェクトにおける重要目標の最終的な目標を可視化する指標をいう。
- (3) 質指標 (Quality Indicator、以下「QI」という。) ある目標の達成に向けて、実践度合いを客観的に測定するための指標をいう。

(IR情報の収集)

第3条 IRにおける情報の収集は、学長の指示に基づき、又は東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会（以下「委員会」という。）の議を経て行うものとする。

(IR情報の管理)

第4条 IRにおける情報の管理は、学校法人東北学院情報資産セキュリティポリシー等（以下「情報セキュリティ規程等」という。）を遵守して行われなければならない。

(IR情報の利用の制限)

第5条 IRにおいて収集された情報は、学長が特に必要と認めた場合を除き、IR規程に掲げる業務内容以外の目的に利用してはならない。

(IR情報の提供及び公開)

第6条 IRにおける情報の提供による学内支援業務は、学長の指示に基づき、又は委員会の議を経て行うものとする。

2 情報の提供及び公開は、情報セキュリティ規程等に従い、当該情報にセキュリティレベルを設定して行うものとする。

3 前項に掲げる情報の公開は、委員会がセキュリティレベルを公開相当と判断したものについて行うものとする。

(作業部会)

第7条 IR規程第7条第1項に基づき、作業部会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) KPI、KGI及びQIの設定の支援に関する事項

(2) 本学における経営資源の最適化に関する事項

(3) 本学の各部署において分析された情報の整理及び活用に関する事項

(4) 学長の指示又は委員会の決議に基づく事項

(IR運用ガイドラインの策定)

第8条 本学におけるIRを円滑に進めるため、必要に応じてガイドラインを定めるものとする。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学長室政策支援IR課において処理する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、委員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成29(2017)年11月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正第69号)

この細則は、2021年4月1日から施行する。